静岡県公安委員会規則第11号

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように 定める。

令和元年9月10日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則 交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置及び所管区域に関する規則(昭和52年静岡県公安委員会規則第 13号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別表	別表
警察 名称 位置 所管区域	警察 署名
(略)	(略)
大仁 (略)	大仁 (略)
警察 署 番 肥 <u>468番地</u> の1	警察 署
(略)	(略)
(略)	(略)
島田(略)	島田(略)
警察 署上長尾 警察官 根本町上 駐在所 長尾1013 番地の2川根本町のうち 上長尾、下長尾の一 部、田野口、水川	警察 署上長尾榛原郡川 警察官 根本町上 長尾1013 長尾1013川根本町のうち 壱町河内、上長尾、 下泉の一部、下長 水川離地の2尾、田野口、文沢、 水川
神谷城 (略) 警察官 駐在所	神谷城 (略) 警察官 駐在所
下長尾 榛原郡川 川根本町のうち 警察官 根本町下 壱町河内、下泉の一 駐在所 長尾261番 部、下長尾の一部、 地の6 文沢	
地名警 (略) 察官駐 在所	地名警 (略) 察官駐 在所
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則中別表大仁警察署の項の改正は令和元年9月11日から、同表島田警察署の項の改正は同年9月17日から施行する。